決算の手順

平成２０年を迎え、決算作業が始まります。
決算結果は、確定申告にも使われますが、何よりもご自分の事業の状況を知るための資料となります。
苦労して作る資料です。しっかり活用して事業経営向上の助けとしてください。
６５万円控除を受けられる「複式簿記」での決算の流れは右のとおりです。
それぞれの留意点を次のようにまとめました。

【複式簿記の決算の流れ】
① 総勘定元帳の各勘定科目の残高を集計
↓
② 残高試算表を作成
↓
③ 決算整理
↓
④ 帳簿を締める
↓
⑤ 貸借対照表・損益計算書の作成
↓
⑥ 青色申告決算書の作成

① 総勘定元帳の各勘定科目の残高を集計

売上高と仕入高の確認

売上は商品を納品した日（販売日）、仕入は商品が納品された日（仕入日）に計上します。例えば、１２月に商品を販売した場合、年内に入金されなくても、１９年分の売上に計上します。
※計上もれがないか確認しましょう。

売掛金と買掛金の確認

商品を掛けで売上げたり、仕入れた場合には、商品の販売日あるいは商品の仕入日で売掛金や買掛金を計上します。例えば、年末に商品を掛けで仕入れた場合、その支払いが翌年でも、１９年分の仕入として買掛金を計上します。

② 残高試算表を作成

総勘定元帳の現金在高の転記から始めます。
「資産→負債→資本→収入→費用」の順番に各勘定科目の在高を転記していきます。
勘定科目のすべての在高を転記して、借方と貸方をそれぞれ合計すると、借方と貸方の合計額が一致します。

棚卸表の作成（商品などの在庫がある場合は必ず行います。）

- **棚卸をしなければならない資産**　→　商品や半製品
- **棚卸の時期**　→　期末である１２月３１日に行うのが原則ですが、多少前後してもＯＫ。
- **棚卸の方法**　→　商品や半製品等の種類、品質、型別に数量を把握
- **棚卸資産の評価**　→　原則は、最終仕入原価法　直近の仕入単価 × 在庫数 ＝ 年末の棚卸高

③ 決算整理

減価償却費の計算

計算方法には定額法(旧定額法)と定率法(旧定率法)等があります。※定率法(旧定率法)の選択には届けが必要。
19 年度税制改正において、減価償却の方法について 19 年 4 月 1 日以降に取得したものと 19 年 3 月 31 日以前に取得したものとに区分し、次の改正が行われました。

【19 年 3 月 31 日以前に取得】
旧定額法　取得価額 × 90% × 旧定額法の償却率 × 使用月数 ÷ 12 ヶ月 ＝ 減価償却費
旧定率法　(取得価額－減価償却累計額) × 旧定率法の償却率 × 使用月数 ÷ 12 ヶ月 ＝ 減価償却費

【19 年 4 月 1 日以降に取得】備忘価額 1 円まで償却できます。
定額法　取得価額 ×定額法の償却率　× 使用月数 ÷ 12 ヶ月 ＝ 減価償却費
定率法　(取得価額－減価償却累計額) × 定率法の償却率 × 使用月数 ÷ 12 ヶ月 ＝ 減価償却費
※定率法では、減価償却費≧償却補償額のとき別途調整が必要です。

平成 20 年版青色申告会員必携減価償却資産の償却費（Ｐ２０～２４）をご参照ください。

家事関連費の整理

事業と家計に共通している経費（電気・ガス・水道料金、電話料金、地代家賃、固定資産税、減価償却費、自動車に係る経費など）を事業に使った分と家事用に使った分に区分しなければなりません。このことを家事按分といいます。家事按分することによって、家計で負担するべき金額を事業の所得計算から除くことになります。

＊ 家事按分の方法　→①経費を計上するつど按分する方法
②毎回全額経費に計上し、決算の際に一括して按分する方法

＊ 家事按分の目安　→家事按分はそれぞれの経費科目について、その使用割合を合理的に設定します。例えば、電気料金は電灯数やワット数、使用時間や冷暖房機器の使用割合などを基準に設定します。